

税金特集号

2-4面 | 個人の住民税の 計算方法 他 課税・納税証明書の請求、 5面 軽自動税について 他 6面 確定申告のお知らせ 他

平成25年 2.1 **公3578-2111**代

FAX 3578-2634(税務課) http://www.city.minato.tokyo.jp

問い合わせ

税務課課税係

☎内線2593~8・2600~8

区では、区民の皆さんが安全で安心な生活ができ るよう、さまざまな事業を行っています。これらの 費用は区民の皆さんが納める税金によって賄われて います。住みよいまちづくりのためにも、税金の内 容について理解を深めましょう。

個人住民税(特別区民税・都民税)の仕組み

個人住民税(以下住民税)は、地方自治体が行う事 業の費用を、住民が、それぞれの負担能力に応じて 分担する地方税です。所得税(国税)と異なり、住民 税は、地域社会の会費としてより多くの人に負担を 求める仕組みになっています。

均等割

より広い範囲の人に負担を求めるため設け られた仕組みです。年額で都民税1,000 円、区民税3,000円です。

所得割
その人の所得に応じてかかる仕組みです。 住民税の所得割の税率は一律10%です。

住民税と所得税の主な違い

| | 住民税 | 所得税 | |
|-----------------------|----------------------------|-----------------|--|
| 均等割 | あり | なし | |
| 所得にかかる税率 (分離課税を除く) | 10% (特別区民税6%、 都民税4%) | 5%~40% (6段階) | |
| 所得控除 | 例…基礎控除 33万円 | 例…基礎控除 38万円 | |

住民税の課税

(過年度分は該当する年に置き換えてお読みください)

| 基準日 (賦課期日) | 平成25年1月1日現在、その人の住所がある区市町村で課税。 |
|---------------|---|
| 課税される 所得 | 課税される年度の前年中の所得が対象。 ※平成25年度の課税は平成24年中の所得が対象 となります。 |

住民税の納税について

| | 普通徴収 | 特別徴収 |
|-------------|---|----------------|
| 納税の通知 | 本人に直接通知 | 給与支払者を通して本人に通知 |
| 納付の方法 | 納付書・口座振替など | 給与から差し引いて会社が納入 |
| 通常の期割、月割の回数 | 年4回 | 当年6月から翌年5月の12回 |
| 平成25年度の納期限 | 第1期 7月1日(月) 第2期 9月2日(月) 第3期 10月31日(木) 第4期 平成26年 1月31日(金) | 天引きした月の翌月10日 |

※給与所得者で複数の種類の所得があった人は、普通徴収と特別徴収の両方が発生する場合があります。

住民税が非課税になる人

| | 賦課期日現在、生活保護の生活扶助を受けている人 | | 所得制限なし | | |
|----|---|---|----------------------------------|--|--|
| 非課 | 障害者 未成年者(平成5年1月3日以降生まれ) 寡婦・寡夫 | | 合計所得金額が125 給与収入で、 公的年金収入で、 | 万円以下の人 2,043,999円以下 2,450,000円以下(65歳以上) 2,166,667円以下(65歳未満) | |
| 税 | 均等割が非課税 | 合計所得金額が35万円×(控配+扶養(年少扶養含む)人数+1)+21万円以下 扶養なしの場合は、合計所得金額が35万円以下 (給与収入で100万円以下) | | | |
| | 所得割が非課税 総所得金額等が35万円×(技 扶養なしの場合は、総所得金 | | | 含む)人数+1)+32万円以下 (給与収入で100万円以下) | |

ご案内

住民税の特別徴収関係申請書は、港区のホームページ

(申請書ダウンロード>税金>特別区民税・都民税(特別徴収関係申請書類))からダウンロードもできます。

住民税の公的年金からの特別徴収

公的年金からの特別徴収とは、住民税を公的年金(障害年金・遺族年金除く)から 差し引いて港区に納付する制度で、新たに税負担が増えるものではありません。

対象となるのは、次の全てに該当する人です。

- ①平成25年1月1日現在、港区に住所がある 65歳以上の人
- ②公的年金以外に所得のない人
- ③住民税の所得割が課税されている人 ④介護保険料を公的年金から特別徴収

されている人 ただし、住民税を口座振替にされている人は、公的年金からの特別徴収にはなりません。

徴収の方法は、下記の例によります。 平成25年度から初めて年金特別徴収となる場合または平成24年度中に年金特別徴収が中止となった場合

| | | 納付書で納める (普通徴収) | | 年金から引き落とし (特別徴収) | | | |
|--|------------|-------------------|---------|---------------------|---------|---------|---------|
| | 住民税年税額 | 納付月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| | (例)60,000円 | 納付額 | 15,000円 | 15,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 |

平成25年度の1期(6月末)と2期(8月末)は納付書で納めてください。

特別徴収の開始は10月支給分からとなり、平成25年度の残りの半分を年金から3分割して 天引きします。

平成24年度から引き続き年金特別徴収となる場合

| | 1 M2: 1 XX 5 TCMC 1 ETMINANCE G 5 MI | | | | | | | |
|--|--------------------------------------|-----|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | 年金から引き落とし (特別徴収) | | | | | |
| | | | 前年度2 | 月と同じ額 | (仮徴収) | その年度の | つ年税額の残 | りを3分割 |
| | 住民税年税額 | 納付月 | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| | (例)63,000円 | 納付額 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 11,000円 | 11,000円 | 11,000円 |

平成25年度以降は年金から自動的に差し引かれます。

ただし、港区から1月2日以降に転出あるいは亡くなった場合や徴収税額が変更になった 場合などには、その年の特別徴収を中止しますので、残りは納付書で納めてください。

平成25年度住民税の申告に かかわる主な改正点

生命保険料控除の見直し ※控除額の計算は、3面をご覧ください。

- (1)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除(新契約)
 - ①新たに、一般生命保険料控除と別枠で介護医療保険料控除を創設(適 用限度額は、28,000円)。
 - ②新契約に係る一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の適用限 度額は、それぞれ28,000円(合計控除限度額は、70,000円で変更なし)。
- (2)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除(旧契約) 従前の一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の適用限度額 は、それぞれ35,000円(合計控除限度額は、70,000円で変更なし)。
- (3)新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除 一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ 上限額28,000円(合計控除限度額は、70,000円で変更なし)。

退職所得の控除見直し

平成25年1月1日から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その 所得割の額からその10分の1に相当する金額の控除が廃止。

役員退職手当等に係る退職所得に対する課税方法の変更

役員等として勤務した年数が5年以下の人が受ける特定役員退職手当等 に係る退職所得については、収入金額から退職所得控除額を控除した残額 に相当する金額を退職所得(2分の1にする軽減措置が廃止)。役員等とは、

- (1)法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事および清算人 ならびにこれら以外の人で法人の経営に従事している一定の人
- (2)国会議員および地方公共団体の議会の議員
- (3)国家公務員および地方公務員

所得税の改正に伴う、先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の改正

先物取引に係る雑所得等の課税の特例および先物取引の差金等決済に係 る損失の繰越控除の適用対象が変更され、店頭取引等一定のもので、従前 は総合課税が分離課税へ変更。

広音をおすすめします!

「わざわざ銀行に行くのが面倒だな」 「あら、支払い期限過ぎてたわ!」 「納付書、どこにしまったかしら?」



コンビニエンスストアで

いつでも 納税できます。

利用の際は3つのポイントチェックを!

海外出国・勤務する人は



納税管理人の届け出をお忘れなく!

詳 しくは 4面

平成25年度個人の住民税(特別区民税・都民税)の計算方法

住民税の所得割額の計算の仕組みは、所得税とほぼ同じです。

所得金額を計算します→控除を引きます=課税所得金額(課税標準額) (1,000円未満切り捨て)

2.所得控除 総所得 損益通算等 山林所得(退職所得) 所得控除 分離譲渡所得 株式等に係る譲渡所得等 合計額 上場株式等の分離配当所得 先物取引に係る雑所得等

課税総所得金額 課税山林所得の金額(課税退職所得の金額) 課税分離譲渡所得金額 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 上場株式等の課税分離配当所得の金額 先物取引に係る課税雑所得等の金額

広報 开格上

※表1「所得の計算と種類 ②所得の種類」、 3面表2「所得控除」を参照してください。

個人の住民税(特別区民税・都民税)の計算例

家族構成:本人、配偶者、子ども2人(長女20歳、長男17歳)

配偶者、子どもに所得なし

平成24年の給与収入:7,000,000円 社会保険料支払額:450,000円

所得金額を計算します→控除を引きます=課税所得金額(課税標準額) 🔼 (1,000円未満切り捨て) 1.所得の種類 2.所得控除 (A)

給与所得 5,100,000円 ※表1「所得の計算と種 類一の給与所得を参照 してください。

社会保険料控除 450,000円 損益通算等 配偶者控除 330 000**I** 780.000円 扶養控除 基礎控除 330,000円 1,890,000円 控除額計 ※3面<mark>表2</mark>「所得控除」を参照 してください。

課税総所得金額 3,210,000円

A × 税率 = 所得割額 B

4面表3「税額(税率)表」により計算します。

B 特別区民税所得割額 都民税所得割額

🕒 — 税額控除・配当割等控除 = 所得割額(確定金額) 🕞 (100円未満切り捨て)

4.税額控除・配当割等控除

①調整控除 ②配当控除 ③住宅ローン控除 ④寄附金税額控除 ⑤外国税額控除 ⑥配当割額、株式等譲渡所得割額控除

(C) 特別区民税所得割額 都民税所得割額 ※4面表4「税額控除」を参照してください。

🕞 + 均等割額 = 住民税年税額

均等割額

特別区民税 3,000円 都民税 1,000円

住民税年税額 特別区民税額 都民税額

※下記の①か②に該当する場合は、特別区民税の均等割を軽減します。

①均等割の納税義務を負う控除対象配偶者、または扶養親族

②均等割の納税義務を負う控除対象配偶者、または扶養親族を2人以上有する個人住民税の 納税義務のある人

🗛 × 税率 = 所得割額 B

3,210,000円×6% 3,210,000円×4%

特別区民税所得割額 都民税所得割額

192,600円 128.400円

(B)

※4面表3「税額(税率)表」により計算します。

📵 — 税額控除・配当割等控除 = 所得割額(確定金額) 🕞 (100円未満切り捨て)

調整控除 50,000円×3%=1,500円 50,000円×2%=1,000円

特別区民税所得割額 都民税所得割額

191,100円 127,400円

※4面表4「税額控除」を参照してください。

🕒 + 均等割額 = 住民税年税額

特別区民税 3,000円 都民税 1,000円

194,100円 特別区民税額 都民税額 128,400円

所得の計算と種類

①収入金額・必要経費と

収入金額 平成24年中(1~12月)に収入することが確定した金額

収入金額-必要経費

収入金額-必要経費

収入金額と同じ

収入金額-株式等の

取得に要した負債の

利子

必要経費 平成24年中(1~12月)に収入を得るために要した費用 ※給与および公的年金等は速算表により算出した金額

所得金額 収入金額一必要経費

所得金額の計算方法 ②所得の種類

所得の種類 所得金額の計算方法 事業所得 ○販売、飲食、製造、修理、サービス業等いわゆる営業 から生じる収入、および医師、弁護士、作家、俳優、 職業野球選手、ホステス、外交員等の自由職業や漁業

等による所得 ○「必要経費」は、販売した商品の原価、営業用固定資産の 修繕費、租税公課、地代、家賃、減価償却費、雇人費、 借入金の利子、その他収入を得るために必要な経費

○地代、家賃、貸間代、土地や家屋の権利金、船舶等の 貸付料等による所得

○「必要経費」は不動産所得を得る物件に対する固定資産 税、火災保険料、修繕費、減価償却費、管理費、借入 金の利子、固定資産の損失額等

利子所得 ○海外の預金等の利子

配当所得

○株式、出資金等の配当や協同組合、信用金庫等の剰余 金の分配等の所得

○「必要経費」は株式等の元本を取得するための借入金に 対する利子額

○俸給、給料、賃金、歳費、賞与、大工、左官等の手間賃による所得 ※「特定支出の控除の特例」は、税務署にお問い合わせください。

○給与所得の金額の速算表

| 給与収入金額 | 頂(円) | | 給与所得の金額(円) | |
|--|-----------|---|-------------------|--|
| 0 ~ | 650,999 | | 0 | |
| 651,000 ~ | 1,618,999 | | 収入金額 - 650,000 | |
| 1,619,000 ~ | 1,619,999 | | 969,000 | |
| 1,620,000 ~ | 1,621,999 | | 970,000 | |
| 1,622,000 ~ | 1,623,999 | | 972,000 | |
| 1,624,000 ~ | 1,627,999 | | 974,000 | |
| 1,628,000 ~ | 1,799,999 | ☆ | ×0.6 | |
| 1,800,000 ~ | 3,599,999 | ☆ | ×0.7 - 180,000 | |
| 3,600,000 ~ | 6,599,999 | ☆ | ×0.8 - 540,000 | |
| 6,600,000 ~ | 9,999,999 | | ×0.9 - 1,200,000 | |
| 10,000,000 以上 | | | ×0.95 - 1,700,000 | |
| ☆ 給与収入の万の位、千の位の2桁を内輪で最大の4の倍数まで切り下げ1,000円未満切り捨て | | | | |

所得の種類 所得金額の計算方法

雑所得(公的年金等) ○恩給、年金等公的年金の所得(遺族年金や障害年金、傷病者の恩給、遺族恩給 等は含みません)

○公的年金等にかかわる雑所得の金額の速算表

| 受給者の年齢 | | 等の収 計額(F | 八金額の 円) | 雑所得の金額(円) | |
|------------------------------------|-----------|-------------|------------|-------------------|--|
| CE#N LO I | 0 | ~ | 3,300,000 | -1,200,000 | |
| 65歳以上の人 | 3,300,001 | ~ | 4,100,000 | ×0.75 - 375,000 | |
| (昭和23年1月1日 以前の生まれの人) | 4,100,001 | ~ | 7,700,000 | ×0.85 - 785,000 | |
| 以前の主なもの人) | 7,700,001 | 以上 | | ×0.95 - 1,555,000 | |
| に歩士洪のよ | 0 | ~ | 1,300,000 | -700,000 | |
| 65歳未満の人 (昭和23年1月2日 以降の生まれの人) | 1,300,001 | ~ | 4,100,000 | ×0.75 - 375,000 | |
| | 4,100,001 | ~ | 7,700,000 | ×0.85 - 785,000 | |
| 以降の主みもの人) | 7,700,001 | 以上 | | ×0.95 - 1,555,000 | |

雑所得(その他)

○作家以外の人の原稿料、印税、講演料、放送謝金、非 営業の貸金金利等、他の所得のいずれにも該当しない

○「必要経費」は原稿を書くため、講演や放送をするため 特別に支払った図書購入費、調査研究費、交通費等、 収入を得るために必要な経費

収入金額-必要経費

収入金額ー資産の取

総合課税の譲渡所得

○土地、建物等分離課税を適用した資産以外の譲渡によ

○「必要経費」は譲渡した資産の取得価格、設備費、改良 費および譲渡に要した費用等

得に要した経費-特 別控除額(課税する 長期譲渡所得金額は 2分の1) 収入金額-必要経費

-特別控除(課税す

る一時所得金額は2

○懸賞の賞金品、福引の当選金品、競馬や競輪の払戻金

一時所得

等の一時的な所得 ○「必要経費」はその収入を得るために支出した金額

○山林を売った場合に生じる所得です。

収入金額-必要経費 ○「必要経費」は原価計算による方法か概算経費率による 一特別控除

分の1)

方法のいずれかで計算 退職所得

○退職金、一時恩給等(住民税は、支払時の現年分離課 税で特別徴収します)

(収入金額-退職所 得控除額)×2分の1

※上記以外に 下記の所得は由告分離理税となります。

| ** Thosas I had 5111 1/11 | | | | | | |
|---------------------------|---------------------------------|-----------------------------|--|--|--|--|
| 譲渡所得 | 土地、建物等分離課税を適用した資産の短期・長期譲渡による所得 | 所得等の算定については、税務署にお問い合わせください。 | | | | |
| 株式等に係る譲渡所得等 | 未公開株式等、上場株式等の譲渡による所得 | | | | | |
| 上場株式等の配当所得 | 確定申告により総合課税か申告分離課税が選択可能 | 芝税務署 ☎3455 — 0551 | | | | |
| 先物取引に係る雑所得等 | 商品先物取引および金融商品先物取引等による事業所得および雑所得 | 麻布税務署 ☎3403-0591 | | | | |

広報 升 指 と

表 2

所得控除

| | | | | | (単位:円) |
|--------------|--|--|--|-------------------------------------|-----------|
| | 控除項目 | 概要(平成24年中に支払いまたは発生したもの) | 所得税控除額 | 住民税控除額 | 人的控除差額 |
| | 雑損控除 | 本人のよび生計を一にする税族(注 1 総が何金額等か30万円以下の省に限る)の有する資産(注 宅家財等)について、災害・盗難・横領により、一定の損失が生じた場合 | (損失額-保険金額)-(総所得金額 %、または(災害関 万円)の多い方、最 余は3年繰越(大震 | 1等の合計額)×10 引連支出の金額-5 景優先で控除し残 | |
| | 医療費控除 | 本人および生計を一にする親族のために支払った治療費用、療養に必要な医薬品購入費等 | 総所得金額等の5 の少ない方の金額 (限度額200万円) | | |
| 社 | 会保険料控除 | 本人および生計を一にする親族のために支払った健康保険料、年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、雇用保険料等 ※年金から天引きされている国民健康保険料は、年金受給者(世帯主)の社会保険料控除となります。また、年金から天引きされている介護保険料、後期高齢者医療保険料は、年金受給者本人の社会保険料控除となります。 | | た金額 | |
| 小規模: | 企業共済等掛金控除 | 小規模企業共済法の共済契約掛金・確定拠出年金法の個人型年金掛金、心身障害者扶養共済掛金 | 支払っ | | |
| 生 | 命保険料控除 | 保険金や郵便年金等の受取人の全てを本人および親族とする、生命保険(生命共済)契約の保険料 | ※1 生命保険料の 控除額の計算参照 | ※2 生命保険料の 控除額の計算参照 | |
| 地 | 震保険料控除 | 本人および本人と生計を一にする親族の常時居住している家屋等を保険の目的とした地震保険契約等の保険料、および平成18年末までに締結した長期損害保険契約等の保険料 | *3 | %4 | |
| 障害者 | 捡除(普通障害者) | 本人および扶養親族が身体障害者手帳、療育手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳等の交付を受けている人、または障害者として港区長の認定を受けている人 | 270,000 | 260,000 | 10,000 |
| 障害者控除(特別障害者) | | 上記のうち身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1・2度、精神保健福祉手帳1級等の重度障害者の人、または特別障害者として港区長の認定を受けている人 | 400,000 | 300,000 | 100,000 |
| 同居 | 時別障害者加算 | 控除対象配偶者・扶養親族が同居で特別障害者の場合に加算 | 350,000 | 230,000 | 120,000 |
| 寡婦(夫) | 寡婦 | 夫と死別または離別し、扶養親族や生計を一にする総所得金額等が38万円以下の子がある、または夫と死別し、合計所得金額(注2)500万円以下 | 270,000 | 260,000 | 10,000 |
| 控除 | 特定の寡婦 | 夫と死別または離別し、扶養親族である子があり、合計所得金額500万円以下 | 350,000 | 300,000 | 50,000 |
| | 寡夫 | 妻と死別または離別し、生計を一にする総所得金額等が38万円以下の子があり、合計所得金額500万円以下 | 270,000 | 260,000 | 10,000 |
| į | 勤労学生控除 | 一定の学校の生徒等で勤労に基づく所得があり、その合計所得金額が65万円以下で、そのうち 勤労に基づかない所得が10万円以下 | 270,000 | 260,000 | 10,000 |
| 配偶者控 | 一般控除対象配偶者 | | 380,000 | 330,000 | 50,000 |
| 除 | 老人控除対象配偶者 昭和18年1月1日以前出生 | 平成24年中の合計所得金額が38万円以下 | 480,000 | 380,000 | 100,000 |
| 西西 | 2偶者特別控除 | 本人合計所得金額1,000万円以下で、生計を一にする配偶者が合計所得金額38万円を超え76万円 未満の場合に、その配偶者の合計所得金額に応じた金額を控除 | * 5 | %6 | %6 |
| | 一般扶養親族 昭和18年1月2日以降 平成9年1月1日以前出生 (特定扶養親族を除く) | | 380,000 | 330,000 | 50,000 |
| 扶養控除 | 特定扶養親族 平成2年1月2日以降 平成6年1月1日以前出生 | 平成24年末(平成24年中死亡の場合は死亡の日)で生計を一にする親族(配偶者を除く)があり、 その親族の平成24年中の合計所得金額が38万円以下 ※1 6歳未満(年少扶養親族)の扶養控除は廃止になりました 。 | 630,000 | 450,000 | 180,000 |
| | 老人扶養親族 昭和18年1月1日以前出生 | ※16歳以上19歳未満は特定扶養上乗せ部分が廃止され一般扶養控除になりました。 | 480,000 | 380,000 | 100,000 |
| | 同居老親等 同居の老人扶養親族で直系尊属 | | 580,000 | 450,000 | 130,000 |
| | 基礎控除 | | 380,000 | 330,000 | 50,000 |

総所得金額等とは、総所得金額、上場株式等に係る配当所得の金額、短期譲渡所得の金額、長期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金 額および退職所得金額の合計額をいいます。

合計所得金額とは、総所得金額等の計算上、純損失の繰越控除および雑損失の繰越控除の適用前の金額をいいます。

・生命保険料の控除額の計算

生命保険料の控除額は、一般の生命保険料、介護医療保険料または個人年金保険料の区分ごとに、それぞれ次のよ

うに計算します。 生命保険料の控除額は、次の表により計算した一般の生命保険料の控除額(①、②、③のうち最も大きい金額)、介 護医療保険料の控除額または個人年金保険料の控除額(④、⑤、⑥のうち最も大きい金額)の合計額(所得税は最高12 万円、住民税は最高7万円)となります。

| | 保険料の区分 | 控除額 |
|--------------|--|---|
| | (1)支払った新生命保険料について控除の適用を受ける場合((3)の場合を除く) | 計算式 I に当てはめて計算した金額(①) |
| 一般の 生命保険料 | (2)支払った旧生命保険料について控除の適用を受ける場合((3)の場合を除く) | 計算式Ⅱに当てはめて計算した金額(②) |
| | (3)支払った新生命保険料または旧生命保険料の両方に | 上記①または②の金額の合計額(所得税は |
| | ついて控除の適用を受ける場合 | 最高4万円、住民税は最高2万8,000円)(③) |
| 介護医療保険 | 料 | 計算式 I に当てはめて計算した金額 |
| | (1)支払った新個人年金保険料について控除の適用を受ける場合((3)の場合を除く) | 計算式 I に当てはめて計算した金額(④) |
| 個人年金 保険料 | (2)支払った旧個人年金保険料について控除の適用を受ける場合((3)の場合を除く) | 計算式Ⅱに当てはめて計算した金額(⑤) |
| | (3)支払った新個人年金保険料または旧個人年金保険料の両方について控除の適用を受ける場合 | 上記④または⑤の金額の合計額(所得税は 最高4万円、住民税は最高2万8,000円)(⑥) |

※1 計算式 I (新生命保険料、介護医療保険料または新 個人年金保険料を支払った場合)

支払った保険料 控除額 等の金額 支払った保険料等の全額 20,000円以下 20,001円から (支払った保険料等の金額の 合計額)×2分の1+10,000円 40,000円まで (支払った保険料等の金額の 40,001円から 合計額)×4分の1+20,000円 80,000円まで 一律40,000円 80,001円以上

計算式Ⅱ(旧生命保険料または旧個人年金保険料を 支払った場合)

| 支払った保険料等の金額 | 控除額 |
|-------------|-------------------|
| 25,000円以下 | 支払った保険料等の全額 |
| 25,001円から | (支払った保険料等の金額の |
| 50,000円まで | 合計額)×2分の1+12,500円 |
| 50,001円から | (支払った保険料等の金額の |
| 100,000円まで | 合計額)×4分の1+25,000円 |
| 100,001円以上 | 一律50,000円 |
| | |

※2 計算式 I (新生命保険料、介護医療保険料または新 個人年金保険料を支払った場合)

| 支払った保険料 等の金額 | 控除額 | |
|--------------|-------------------|--|
| 12,000円以下 | 支払った保険料等の全額 | |
| 12,001円から | (支払った保険料等の金額の | |
| 32,000円まで | 合計額)×2分の1+6,000円 | |
| 32,001円から | (支払った保険料等の金額の | |
| 56,000円まで | 合計額)×4分の1+14,000円 | |
| 56,001円以上 | 一律28,000円 | |
| | | |

計算式Ⅱ(旧生命保険料または旧個人年金保険料を 支払った場合)

| 支払った保険料 等の金額 | 控除額 |
|-----------------|-------------------|
| 15,000円以下 | 支払った保険料等の全額 |
| 15,001円から | (支払った保険料等の金額の |
| _ 40,000円まで | 合計額)×2分の1+7,500円 |
| 40,001円から | (支払った保険料等の金額の |
| 70,000円まで | 合計額)×4分の1+17,500円 |
| 70.001円以上 | 一律35.000円 |

新生命保険料、介護医療保険料または新個人年金保険料とは、平成24年1月1日以降に生命保険会社等と締結した -定の保険契約等に基づいて支払った各保険料等をいいます。

旧生命保険料または旧個人年金保険料とは、平成23年12月31日以前に生命保険会社等と締結した一定の保険契約

等に基づいて支払った各保険料等をいいます。

※3 所得税の地震保険料控除額の計算

(単位:円)

| | THE PROPERTY OF | (: : 3) | |
|---------------------------|-----------------|---------------|-----------------|
| | | 支払保険料額 | 控除額 |
| 地震保険のみの場合 支払額全額(上限50,000) | | 全額(上限50,000) | |
| | | 10,000以下 | 支払額全額 |
| | 長期のみの場合 | 10,001~20,000 | 支払額×2分の1+5,000 |
| | | 20,001以上 | 一律15,000 |
| | 両方 | それぞれの控 | 除額の合計(上限50,000) |

※4 住民税の地震保険料控除額の計算 (単位:円)

| | 支払保険料額 | 控除額 |
|-----------|-----------------------|----------------|
| 地震保険のみの場合 | 支払額×2分の1(上限25,000) | |
| | 5,000以下 | 支払額全額 |
| 長期のみの場合 | 5,001~15,000 | 支払額×2分の1+2,500 |
| | 15,001以上 | 一律10,000 |
| 両方 | それぞれの控除額の合計(上限25,000) | |

※5 所得税の配偶者特別控除額 (単位:円)

| 配偶者の合計所得金額 | 控除額 |
|-----------------|---------|
| 380,001~399,999 | 380,000 |
| 400,000~449,999 | 360,000 |
| 450,000~499,999 | 310,000 |
| 500,000~549,999 | 260,000 |
| 550,000~599,999 | 210,000 |
| 600,000~649,999 | 160,000 |
| 650,000~699,999 | 110,000 |
| 700,000~749,999 | 60,000 |
| 750,000~759,999 | 30,000 |
| 760,000以上 | 0 |

※6 住民税の配偶者特別控除額

| (単位:F | 円) |
|-------|----|
|-------|----|

| 配偶者の合計所得金額 | 控除額 | 人的控除差額 |
|-----------------|---------|--------|
| 380,001~399,999 | 330,000 | 50,000 |
| 400,000~449,999 | 330,000 | 30,000 |
| 450,000~499,999 | 310,000 | 0 |
| 500,000~549,999 | 260,000 | 0 |
| 550,000~599,999 | 210,000 | 0 |
| 600,000~649,999 | 160,000 | 0 |
| 650,000~699,999 | 110,000 | 0 |
| 700,000~749,999 | 60,000 | 0 |
| 750,000~759,999 | 30,000 | 0 |
| 760,000以上 | 0 | 0 |
| 750,000~759,999 | , | 0 |

表3 税額(税率)表

課税総所得、課税山林所得および課税退職所得に対する税額(税率)表(単位:円)

| 区分 | 課税所得金額 | 所得税 | 住民税 |
|---|--|---------------|------------------|
| | 1,000~ 1,949,000 | 5% | |
| ======================================= | 1,950,000~ 3,299,000 | 10%-97,500 | |
| 課税総所得および | 3,300,000~ 6,949,000 | 20%-427,500 | |
| 課税退職所得 | 6,950,000~ 8,999,000 | 23%-636,000 | |
| 环仍迟钝仍时 | 9,000,000~17,999,000 | 33%-1,536,000 | 10% |
| | 18,000,000以上 | 40%-2,796,000 | /特別区民税6% |
| 山林所得 | 山林所得の税額表については、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)、または各税務署にお問い合わせください。 芝税務署 ☎3455-0551 麻布税務署 ☎3403-0591 | | \ 都氏祝4% <i> </i> |

分離課税の税額(税率)表

広報 计指上

| 所得の種類 | 税率区分 | 課税対象金額 | 所得税 | 住民税 |
|--|----------------------|---------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 分離の土地等の | 一般 | 金額による区分なし | 30% | 9% |
| 短期譲渡所得 | 軽減(国等に対する譲渡) | 並命による区力なり | 15% | 5% |
| | 一般 | 一律 | 15% | 5% |
| | | 2,000万円以下の場合 | 10% | 4% |
| 分離の土地等の 長期譲渡所得 | 特定(優良住宅地等のた めの譲渡) | 2,000万円を超える場合 | 200万円+(課税 対象金額-2,000 万円)×15% | 80万円+(課税 対象金額-2,000 万円)×5% |
| 区和成汉川时 | 軽課(所有期間10年超) | 6,000万円以下の場合 | 10% | 4% |
| | | 6,000万円を超える場合 | 600万円+(課税 対象金額-6,000 万円)×15% | 240万円+(課税 対象金額-6,000 万円)×5% |
| 上場株式等に係る譲渡所得 未公開株式等に係る譲渡所得 上場株式等の配当所得 先物取引に係る雑所得等 | | | 7% | 3% |
| | | 今毎に Fス反公trl | 15% | 5% |
| | | 金額による区分なし | 7% | 3% |
| | | | 15% | 5% |

税額控除 表 4

①調整控除

平成19年の住民税と所得税の税率変更による負担増を調整するため、次の金額を所得 割額から控除します。

| 合計課税所得金額 | 調整控除額 |
|----------|--|
| 200万円以下 | 次の分と回のいずれか小さい方の金額の5%(区3%、都2%) ⑦ 所得税と住民税の人的控除額の差額合計額 □ 合計課税所得金額 |
| 200万円超 | 次の①に掲げる金額から回に掲げる金額を控除した金額 (その金額が5万円を下回る場合は5万円)の5%(区3%、都2%) ② 所得税と住民税の人的控除額の差額合計額 回 合計課税所得金額から200万円を控除した金額 |

合計課税所得金額:課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額の合計額

②配当控除

株式の配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額を所得割額から控除し ます。

| 課税所得金額 | 所得税 | 特別区民税分 | 都民税分 |
|--------------|-----|--------|------|
| 1,000万円以下の部分 | 10% | 1.6% | 1.2% |
| 1,000万円超の部分 | 5% | 0.8% | 0.6% |

公募株式投資信託等の分配金については率が異なります。

③住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

所得税の確定申告や給与の年末調整から、所得税で控除しきれなかった場合に次のい ずれか小さい方の額を住民税の所得割額から控除します(居住開始年月日が平成19・20年 の場合や特定増改築を除く)。

- 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額 (1)
- 所得税の課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額の合計額の5%(上限 は9万7,500円)
- ※平成19年度からの税源移譲に伴う住宅ローン控除(平成18年以前の入居者が対象)も上 記と同様の仕組みとなり、平成22年度から「住宅借入金控除申告書」は区に提出不要と なりました(従来の制度を選択する人は、申告書を区に提出することもできます)。
- ④ 寄附金税額控除

寄附金税額控除は基本控除額に、ふるさと納税の特例控除額を加算します。

◆対象となる寄附金

→ 都道府県、区市町村に対する寄附(ふるさと納税)・東日本大震災被災地への義援金

- 居住する都道府県の共同募金会、日赤支部に対する一定の寄附
- (1) 港区社会福祉協議会に対する寄附
- 都内に住所のある公益法人等に対する寄附(都民税のみ対象)

◆住民税寄附金税額控除の計算(基本控除額+特例控除額)

基本控除額

特別区民税分{(②②①の寄附金合計額と総所得金額等の30%の小さい方の金額)-2.000円}×6%

都民税分{(④□□の寄附金合計額と総所得金額等の30%の小さい方の金額)-2,000 円} × 4%

特例控除額(ふるさと納税のみ適用)

特別区民税分、都民税分それぞれ(1)(2)の小さい方の金額

(1)人的調整控除後の所得割額×10%

(2)(①の寄附金額-2,000円)×(下表の区分に対応する割合)×(按分:区5分の3 都5 分の2)

| 区分 (住民税の課税総所得金額)ー(人的控除差合計額) | 割合 |
|--------------------------------|-----|
| 195万円以下 | 85% |
| 195万円超 330万円以下 | 80% |
| 330万円超 695万円以下 | 70% |
| 695万円超 900万円以下 | 67% |
| 900万円超 1,800万円以下 | 57% |
| 1,800万円超 | 50% |

(住民税の課税総所得金額)-(人的控除差合計額)がマイナスの場合、税務課課税係に お問い合わせください。寄附金税額控除は、住宅ローン控除後、外国税額控除前に行い ます。

⑤外国税額控除

所得税の外国税額控除を受けて算出されますので、税務署または税務課課税係にお問 い合わせください。

⑥配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

すでに前年中に住民税として特別徴収済の配当割額・株式等譲渡所得割額のある配当 所得・株式等の譲渡により生じた所得を、確定申告または住民税で申告すると、所得割額 から当該配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。詳しくは、税務課課税係にお問い 合わせください。

納税インフォメーション

問い合わせ 税務課税務係

☎内線2586~92

教育・福祉・清掃事業等、区の仕事に必要な財源の6割近くは、区民 の皆さんに納めていただいた住民税・軽自動車税等によって成り立って います。区では、この貴重な財源を安定的に確保するために、住民税・ 軽自動車税等の納期内納税をお願いしています。

口座振替のご案内

口座振替にしていただくと、銀行・信用金庫・信用組合・ 農協の預金口座から各納期に自動引き落としされます。年度 の途中からでも口座振替のお申し込みができます。

<対象税目>

特別区民税・都民税(普通徴収分)

<申し込み方法>

口座振替依頼書に届出印を捺印し、預金口座のある金融機 関の窓口で手続きしてください。申込用紙(口座振替依頼書) が必要な人には用紙を送付します。なお、用紙は各総合支所 にも置いてあります。

- ●振替日(引き落とし日)が土・日曜、祝日等の休業日にあた る場合は、翌営業日の振替となります。
- ●口座振替依頼書は申し込んだ後、金融機関で承認されてか ら区役所で登録します。
- ●承認を受けるまでの日数は、金融機関や納期によって異な りますのでご注意ください。

| 振替方法 | | 振替日(引き落とし日) |
|-----------------|-----|-------------|
| | 第1期 | 6月末日 |
| 各期振替 (年4回) | 第2期 | 8月末日 |
| | 第3期 | 10月末日 |
| | 第4期 | 1月末日 |
| 一括振替(第1期分からに限る) | | 6月末日 |

納税管理人のご案内

港区内に住所等を持たなくなった人(特に出国等)は、住民税の納税義務を果たすために納 税管理人を定めて、申告または申請する義務があります。

<届出方法>

納税管理人申告書に必要事項を記入し、納税者と納税管理人それぞれの印またはサインを 必ず入れコピーをとり、2枚とも税務課税務係へ提出してください。氏名は区役所への届け 出と同様に記入し、生年月日を入れて申請してください。郵送で提出する場合は、郵便切手 を貼った返信用の封筒を同封してください。

<受付の承認>

登録が済みましたら、コピーに受付印を押して納税管理人様宛てにお返しします。

<甲請書の受取万法>

申請書は、税務課税務係にあります。また、港区ホームページ(申請書ダウンロード>税 金>納税管理人の届出について)からダウンロードもできます。

いつでも

区では、納税者の皆さんの利便性向上の一環として、コンビニエンスストアを利用した納付 制度を実施しています。納付書ごとに納付金額が1件30万円以下の場合に利用ができます。

便利に利用いただくための3つのポイント

- ★ポイント1 税額に応じた現金の用意
- ★ポイント2 コンビニエンスストアのレシートの受け取り
- ★ポイント3 領収書の保管

納税相談®お早め

さまざまな事情により納期限までに納 めることが困難な場合には、納税相談を いつでも受け付けしています。一定の要 件を満たした場合には、分割納付や徴収 の猶予(原則1年以内)の対象となることが あります。

これらの納税に関する相談は、税務課 納税促進係・滞納整理担当へお願いしま す。

納税が遅れると延滞金がかかります

納期限の翌日から納税の日までの期間 に延滞金が加算されます。

広報 计标子

延滞金の算定は、年14.6%(日0.04%)の 割合で行いますが、納期限の翌日から最 初の1カ月の間は、年7.3%とされていま す。ただし、この部分については当分の 間、日本銀行法に定められた商業手形の 基準割引率(前年11月30日現在)に4%を加 えた率で計算されます(平成25年中は4.3% です)。延滯金が1,000円未満の場合は切 り捨てられます。また、延滞金が1,000円 以上の場合、100円未満は切り捨てます。 ※延滞金の目安 1万円を1年間滞納する と延滞金は約1,300円かかります。

滞納者に対する厳格な徴収強化を進めています

税負担の公平性確保の観点から、納期 限を越えても、未納が続く滞納者に対し ては、債権(預貯金・生命保険等)や、自 動車・不動産等の財産の差し押さえを積 極的に行っています。

また、滞納処分のために必要があると 判断した場合は、滞納者または一定の第 三者の住所やその他の場所を強制的に捜 索することがあります。

財産を差し押えても完納にならない場 合には、差し押えた財産の公売を行い、 滞納している税金に充当します。

※平成23年度の差し押さえ実績 6.140件

問い合わせ

○納税相談について

税務課納税促進係 ☎内線2615~27 ☎内線2630~3

○税の還付について 税務課税務係 ☎内線2588~9

課税(非課税)・納税証明書の請求について

住民税の課税(非課税)証明書や納税証明書には、個人の所得や扶養の 状況等個人情報が数多く記載されています。また、住宅購入や金銭借入

●証明書の交付申請に必要なもの

| 申請者 | 必要なもの | | |
|-----|--|--|--|
| 本人 | ○印鑑 ○本人であることが確認できるもの※ | | |
| 代理人 | ○印鑑(代理人のもの)○代理人の身分が確認できるもの※○委任状(本人が署名押印したもの) | | |

※官公庁発行の運転免許証、健康保険証、パスポート等 で、顔写真付のものは1点、それ以外は2点を提示して ください。

●交付手数料

一通につき300円

福祉等使用目的により、無料で交付できる場合 があります。

●発行できる場所

各総合支所区民課窓口サービス係(芝総合支所 は証明発行担当)および台場分室

●郵送による請求(本人のみ)

遠隔地等のため窓口に来られない場合には、郵送 で請求することもできます(表5)。

●郵送請求の送付先

〒105-8511 港区役所税務課税務係

●委任状の書き方

便箋等に記載例のように記入し、委任する本人 が署名押印してください。

委任状記載例

委任状 港区長 様 〈代理人〉住所 氏名 私は、上記の者を代理人として、下記の証明書の交付 申請および受領の権限を委任します。 納税証明書:課税証明書(非課税証明書) 平成 年度(平成 年分) 使用目的 〈委任者〉住所 氏名 印(生年月日) 年 月 日 電話

●注意点

※証明書を発行できるのは、その年の1月1日の居 住地の区市町村です。証明書が必要となる年に 転出または転入している人は、請求先がどこな のかを確認の上申請してください。

問い合わせ 税務課税務係

☎内線2586~92

れの際に必要になる等、個人の経済状況に大きな影響を与えることがあ ります。

そのため、税の証明は本人のみが請求できることになっており、代理 で申請する際は、必ず本人が署名押印した委任状が必要になります。

表5 郵送請求に必要なもの

(便箋等に記入してください。区のホームページの申請書ダ ウンロード>税金からダウンロードすることもできます)

- 必要な記載事項
- ①現住所·氏名·生年月日·印
- ②1月1日現在の港区の住所
 - (例 平成24年度証明なら平成24年1月1日、平成23年度 証明なら平成23年1月1日)
- ③証明書の種類(課税証明書または納税証明書を表記して ください)
- ④必要年度(例 平成24年度(平成23年中の所得))
- ⑤必要枚数
- ⑥使用目的(簡潔に書いてください)
- ⑦昼間連絡可能な電話番号

手数料

使用目的により発行手数料が有料となる人は、郵便局窓口 で手数料分の『定額小為替』(1通300円×必要枚数)を購入 し同封してください。

返信用封筒

郵便番号・住所・氏名を明記の上、郵便切手を貼った封筒を 同封してください。

本人の身分証明書の写し

必要な人ご本人の身分証明書(運転免許証、健康保険証、パ スポート等)の写しを同封してください。

軽目動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、二輪の小型自動車(オートバイ)、軽 四輪自動車等軽自動車に対する税金です。

毎年4月1日現在、港区内を定置場(日常的な保管場所)として登録して

問い合わせ

○軽自動車税について

○そのほかの手続きについて

税務課税務係

☎内線2592

表 6 参照

いる軽自動車の所有者に年税として課せられます。月割還付の制度はあ りません。

納税通知書は、毎年5月上旬に発送しています。

●登録・廃車・名義変更等手続き先 表6のとおり

●車両を盗難された場合の手続き

必ず警察署に盗難届を提出してください。その 際に、受理番号・受理年月日・警察署名を控え

て、廃車手続きを行ってください。品川ナンバー の車両については、必ず税務課税務係にもご連絡 ください。

●軽自動車税の減免

身体障害者手帳や愛の手帳をお持ちの人(同一

軽二輪・二輪の小型自動車

(125cc超のオートバイ)

生計者を含む)等は、軽自動車税の減免が受けら れる場合があります。詳しくは、税務課税務係に お問い合わせください。

なお、減免は普通自動車・軽自動車等あわせて 1台のみです。

表6登録・廃車・名義変更等手続き先

原動機付自転車(125cc以下) ミニカー・小型特殊自動車 軽自動車税に関すること

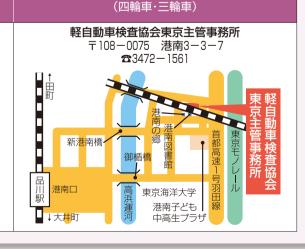
港区役所税務課税務係

〒105-8511 芝公園1-5-25 ☎3578-2111 内線2592

○登録・廃車等の各種手続き先

- 芝地区総合支所区民課窓口サービス係相談
- 麻布地区総合支所区民課窓口サービス係
- 赤坂地区総合支所区民課窓口サービス係 • 高輪地区総合支所区民課窓口サービス係 • 芝浦港南地区総合支所区民課窓口サービス
- 係および台場分室 ○軽自動車税に関することは税務課へお問い合 わせください。

東京運輸支局 〒140-0011 品川区東大井1-12-17 ☎050-5540-2030(登録ヘルプデスク) 東 鮫洲公園 ‡ 鮫洲駅 鮫洲運転 Ŧ 免許試験場



軽自動車

都税事務所からのお知らせ 個人事業税の申告

個人で事業を営んでいる人は、3月15 日(金)までに前年中の事業の所得等を、 東京都港都税事務所に申告することにな っています。ただし、所得税や特別区民 税・都民税の申告をした人は、個人事業 税の申告の必要はありません。この場合 | 廃止の場合は4カ月以内)に個人の事業税

には、それぞれの申告書の「事業税に関 する事項」に必要事項を記入してくださ

なお、年の途中で事業を廃止した場合 は、廃止の日から1カ月以内(死亡による

の申告をしなければなりません。

問い合わせ

〒106-8560麻布台3-5-6 東京都港都税事務所 個人事業税係 ☎5549-3800代



足甲告のお知らせ

申告は e-Tax でお早めに

| 税目 | 平成24年分の申告書 提出期限と納付期限 | 振替納税を利用した 場合の振替日 |
|--------------|-------------------------|---------------------|
| 所 得 税 | 3月15日(金)まで | 4月22日(月) |
| 贈与税 | 3月15日(金)まで | |
| 個人の消費税・地方消費税 | 4月1日(月)まで | 4月24日(水) |

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp) 「確定申告書等作成コーナー」

で申告書等が作成できます。

印刷して 郵送等で提出 (添付書類は一緒に提出してください)

ーネット (詳しくは国税庁HPをご覧ください)

- ○申告書は、郵送でも提出できます。申告書「控用」の返送を希望する人は、切手を貼った ○平成23年分所得税の確定申告から、公的年金等を受給している人のうち、公的年金等の 返信用封筒を同封してください。
- ○振替納税を利用する場合は、「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」を各税目の 納付期限までに税務署へ提出してください。
- なお、還付申告に伴う還付金の受け取りは、口座振込をご利用ください。
- 収入金額が400万円以下であり、それ以外の所得金額の合計が20万円以下の場合、確 定申告書を提出することを要しないこととなりました。詳しくは、国税庁のホームページを ご覧いただくか税務署へお問い合わせください。

申告書作成相談のご案内

- ○各会場では、パソコンまたは確定申告の手引き等をお使い ○ご来場の際は、次のものをお持ちください。 いただき、ご自身で申告書を作成していただきます。

- (1)前年分の確定申告書等の控 (2)源泉徴収票、国民年金保険料の支払いを証する書類、国民健康保険料・ ○ **税務署では、画面の案内に従って入力すれば自動計算され** 介護保険料の支払金額の分かる書類、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書(その他の控除を受ける る、便利で簡単なパソコンでの作成指導を行っています。 場合は、その控除金額を計算できる書類等) (3)印鑑·計算器具·筆記用具·その他申告に必要な資料等。

※混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがありますので、なるべく早めにお越しください。

1 税務署での申告書作成(所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成会場を、次のとおり設置します)

| 期間 | 会 場 | 所 在 地 | 時間 |
|-------------------|-------------|----------|---------------------------------|
| 2月4日(月)~3月15日(金) | 芝税務署 5階会議室 | 芝5-8-1 | 受け付け 午前8時30分~ |
| 2月18日(月)~3月15日(金) | 麻布税務署 別棟会議室 | 西麻布3-3-5 | 相 談 午前9時15分〜午後5時 (提出は午後5時まで) |

○土・日曜、祝日の業務は行っておりません。上記期間以外は申告書作成会場がございませんのでお待ちいただく場合があります。

○午後4時以降の受け付けは、翌日以降の相談となる場合があります。

※期限間近は大変混雑しますので、なるべく2月中にご来場ください。

2 税理士による小規模納税者等のための無料申告相談

| 期間 | 会 場 | 所 在 地 | 時間 |
|----------------------------------|-----------------|-----------|--|
| | 五 物 | 7/1 11 18 | h社 I目 |
| 1月29日(火)・2月1日(金)・19日(火) | 高輪区民センター 1階集会室 | 高輪1-16-25 | 在 ** 00 * 100八、 |
| 1月30日(水) | 港勤労福祉会館 第一洋室 | 芝5-18-2 | 午前9時30分~正午 午後1時~4時 |
| 1月31日(木)・2月1日(金) 2月21・22日(木・金) | 白金台いきいきプラザ 集会室B | 白金台4-8-5 | נישד נישו אלו |
| 2月4日(月)~15日(金)(土・日曜、祝日を除く) | 芝税務署 5階会議室 | 芝5-8-1 | 午前9時15分~午後4時30分 |
| 2月1日(金)~2月15日(金) (土・日曜、祝日を除く) | 麻布税務署 別棟会議室 | 西麻布3-3-5 | 午前9時15分~正午 午後1時~4時30分 (受け付けは、それぞれの30分前まで) |

[○]小規模納税者の所得税および消費税、年金受給者および給与所得者の所得税の申告(土地、建物および株式等の譲渡所得がある場合を除く)を対象としております。

3 「パソコンによる確定申告センター」の開設

| 期間 | 会 場 | 所 在 地 | 時間 |
|------------------------------|--------------------|-------------|-------------------------|
| 2月7日(木)~3月15日(金)(土・日曜、祝日を除く) | 新宿アイランド 地下1階アクアプラザ | 新宿区西新宿6-5-1 | 午前9時~午後5時(相談は午前9時15分から) |

○お住まいの地域に関わらずご利用いただけます。 ○提出された申告書等は、それぞれの住所地(納税地)を所轄する税務署へ送付します。

| 4|| 東京国税局で申告書作成・提出会場を開設

| 期間 | 会 場 | 所 在 地 | 時間 |
|--------------------|--------------|------------------|--|
| 2月24日(日)および3月3日(日) | 東京国税局 1階共用講堂 | 千代田区 大手町1-3-3 | 受け付け 午前8時30分〜午後4時 相 談 午前9時15分〜午後5時 (提出は午後5時まで) |

○国税の領収および納税証明書の発行はできません。なお、芝税務署・麻布税務署では当日の業務は行っておりません。

【確定申告に関する問い合わせ】…自動音声でご案内します

芝税務署 **〒108**-8401 芝5-8-1 **☎**3455−0551 麻布税務署 〒106-8630 西麻布3-3-5 ☎3403-0591



申告書はパソコンで作成!国税庁HP

「確定申告書等作成コーナー」へアクセス!

www.nta.go.jp

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

平成26年1月から事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき 業務を行う全ての人(所得税の申告の必要がない人を含みます)は、記 帳と帳簿書類の保存が必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容等詳しくは、国税庁ホームペー ジ(http://www.nta.go.jp)に掲載されていますので、ご覧ください。

次の団体では、『記帳と帳簿書類の保存が必要な人』への説明・相談を行って います。気軽にご相談ください。

| 青色申告会 | (社)芝青色申告会 (社)麻布青色申告会 | ☎3453 — 5300 ☎3401 — 5365 |
|-------|-------------------------|------------------------------|
| 商工会議所 | 東京商工会議所 港支部 | ☎ 3435−4781 |